

# 大分県国民健康保険運営方針・概要(案)

# 1 運営方針策定の趣旨等

- (1) 趣 旨： 国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業の運営の広域化・効率化を推進するため、県内の統一的な運営方針を定める。
- (2) 策定根拠： 国民健康保険法第82条の2(平成30年4月1日施行)
- (3) 対象期間： 平成30年度～35年度までの6年間
- (4) 他計画等との関係： 大分県医療計画、大分県医療費適正化計画、生涯健康県おおいた21(健康増進計画)等との整合性を図る。

# 2 市町村国保の現状と課題

- (1) 年齢構成 ～ 前期高齢者(65歳～74歳)の割合(H26)：41.3%(全国37.1%)
- (2) 医療費水準 ～ 一人あたり医療費(H26)：400,777円(全国333,461円) 全国4位と高い水準
- (3) 保険税負担 ～ 一人あたり税負担率(H26)：13.1%(全国10.1%)
- (4) 市町村間格差 ～ 一人あたり医療費(H26)：1.4倍の格差<最大>487,622円<最小>344,043円、  
保険税収納率(現年分)(H26)：8.55ポイントの格差<最大>98.57%<最小>90.02%
- (5) 医療費及び財政の動向 ～ これまでの動向及び今後の見通し(H35年度までの将来推計)

- 医療費適正化の取組の充実強化  
(被保険者の健康保持の推進等)
- 市町村事務の標準化・広域化・効率化
- 保険税収納率の向上

# 3 課題解決に向けた取組等

## (1) 課題解決に向けた取組

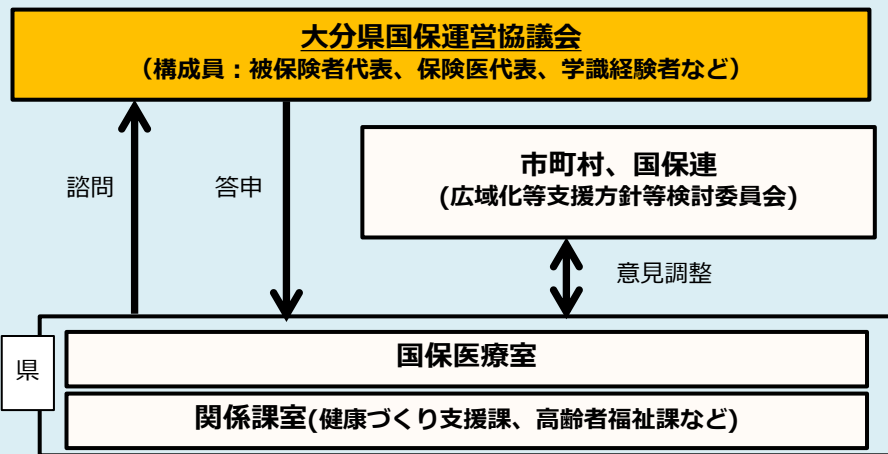
- ① 国保事業費納付金制度の導入  
県による国保事業費納付金の算定・決定、標準保険料率の算定・提示、  
激変緩和策の活用
- ② 市町村における保険税の徴収の適正な実施  
収納対策の強化(収納担当職員研修会の開催、口座振替の促進、保険  
税減免基準の標準化等)
- ③ 市町村における保険給付の適正な実施  
療養費レセプト点検の充実強化、第三者求償や過誤調整等の取組強化
- ④ 医療費の適正化に向けた取組  
医療費通知、後発医薬品差額通知の実施、被保険者の健康保持推進等
- ⑤ 市町村が担う事務の標準化、広域化及び効率的な運営の推進  
被保険者証様式や交付時期の統一、出産育児一時金等保険給付水準の  
統一など

- ⑥ 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携  
保健医療サービス・福祉サービス等との連携
- ⑦ その他  
財政安定化基金の活用等

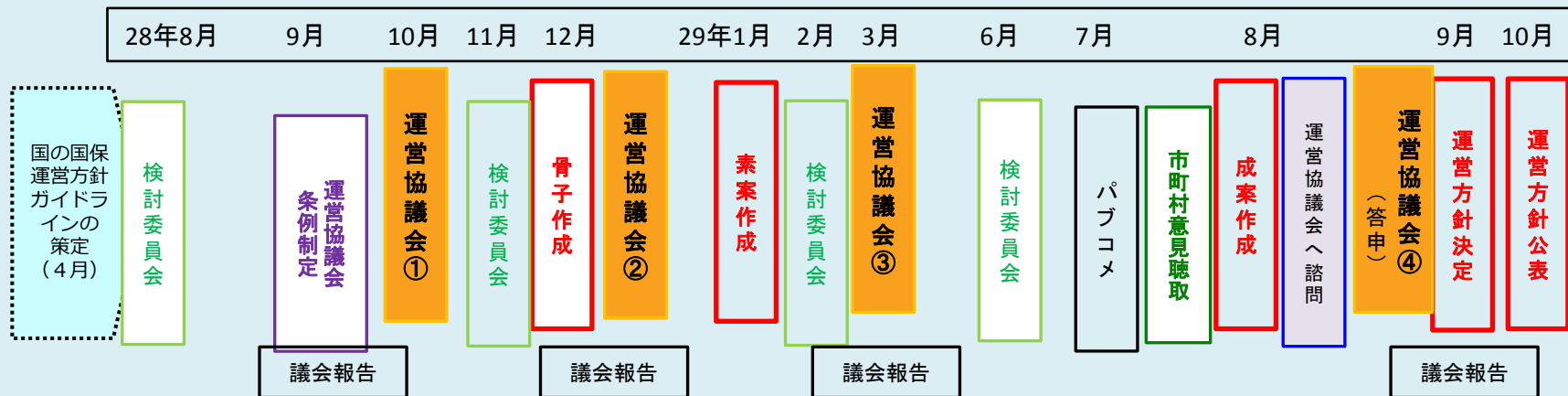
## (2) 取組の推進体制等

- ① 取組の推進体制  
県及び市町村が、国保連等関係機関と連携を図りながら取組を推進
- ② 取組状況の検証  
取組状況を定期的に検証するとともに、必要に応じて取組内容(運営  
方針)を見直す

## 4 策定体制



## 5 スケジュール



※H29に市町村はH30国保税率の決定などについて、市町村国保運営協議会へ説明する

※県のH30市町村別納付金・標準保険料率の提示はH30.1予定

## 市町村国保運営の安定化に向けた現在の取組状況について

## 歳入

## 【収入の確保】

- 1 保険税収納率の向上
  - ①目標収納率を設定による取組
  - ②嘱託徴収員の配置
- 2 納付環境の整備
  - ①マルチペイメントネットワークの導入
    - ・口座振替の推進
    - ・ペイジー(税金や各種公共料金などをATM、パソコンやスマートフォンから支払うことができるサービス)の導入
  - ②コンビニ収納の実施
- 3 滞納者対策
  - ①納付相談の実施
    - ・資格証明書、短期被保険者証を活用した納付相談機会の確保
    - ・休日・夜間の相談を実施
  - ②滞納整理の実施
    - ・差押えの実施
    - ・インターネット公売の実施
- 4 税務職員のスキルアップ
  - ①徴収スキルアップ研修の開催
  - ②県税務職員の派遣

## 【資格の適正化】

- 1 所得未申告者への申告に係る広報啓発
- 2 資格の取得・喪失手続に係る事業所へ広報啓発
- 3 居所不明者の調査

## 歳出

## 【健康の保持増進】

- 1 特定健診・保健指導の実施率向上(医療機関への働きかけ等)
- 2 特定保健指導の質的向上(ステップアップ研修の実施)
- 3 糖尿病性腎症重症化予防モデル事業の実施
- 4 ヘルスケアポイント事業の推進
- 5 市町村データヘルス計画(第1期)の作成・実施・評価

## 【医療費適正化の推進】

- 1 レセプト点検の充実・強化
  - ①2次点検の国保連合会への委託
  - ②レセプト点検員の配置
- 2 重複・頻回受診者に対する訪問指導
- 3 適正服薬の推進(薬局での指導実施)
- 4 医療費通知の実施(被保険者への送付)
- 5 後発医薬品の使用促進
  - ①希望カード(シール)の配布
  - ②後発医薬品を利用した場合の自己負担軽減額の通知の実施
- 6 第三者行為求償の実施(加害者への保険適用分の請求)